

介護予防・日常生活支援総合事業 丹南5市町 サービス類型一覧表 (H30.4~) ※平成30年度の介護報酬改定額を考慮し、改定する可能性あり (※赤字は平成29年度との変更点)

サービス種別	多様なサービス																	その他の生活支援サービス						
	現行相当サービス				緩和した基準によるサービス				住民主体による支援				短期集中予防サービス				移動支援							
	旧介護予防訪問介護に相当するサービス		旧介護予防通所介護に相当するサービス		訪問型サービスA		通所型サービスA		訪問型サービスB		通所型サービスB		訪問型サービスC		通所型サービスC		訪問型サービスD							
サービス概要	訪問介護員による身体介護、生活援助		通所介護同様機能訓練		生活援助等		ミニデイ運動・レク		住民主体の自主活動として行う生活援助等		体操・運動等通いの場		保健師等による居宅での相談指導等		生活機能改善栄養改善		移送前後の生活支援							
検討状況	内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容							
鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 ・週1回程度 1,168単位/月 266単位/回 ・週2回程度 2,335単位/月 270単位/回 ・週2回超 3,704単位/月 285単位/回 <p>(週1回程度利用予定の人が当月3回以上利用した場合、週2回程度利用予定の人が当月5回以上利用した場合、原則「月額」を用いる。)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 ・要支援1 - 2相当 ・週1回程度 1,647単位/月 378単位/回 ・要支援2相当 ・週2回程度 3,377単位/月 389単位/回 <p>(週1回程度利用予定の人が当月3回以上利用した場合、週2回程度利用予定の人が当月5回以上利用した場合、原則「月額」を用いる。)</p> <p>※例外として1回単価を用いる場合は下記の留意事項を遵守する</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 225単位/回 月5回上限 ●加算 初回加算 200単位/月 <p>平成30年度より身体介護を含まない生活支援を検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委託 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 平成29年度 310単位/回 (月5回上限) (月9回上限) ●加算 加算なし ●食事・入浴は事業所単価(実費) 		<p>平成30年度より生活支援の団体補助を検討中(内容、単価は未定)</p>		<p>検討中</p>		<p>検討中</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●委託 ●概ね3か月 ●週1回程度 12回 ●2時間 		<ul style="list-style-type: none"> ①個別(事業所委託) ●報酬 ・運動器の機能向上プログラム 340単位/回 ・口腔機能向上プログラム 150単位/回 ・栄養改善プログラム 150単位/回 ●自己負担 1割または2割 		<p>検討中</p>					
越前市	<ul style="list-style-type: none"> ●加算 ・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ・介護職員処遇改善加算 ・責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算 ・同一建物利用者20人以上の場合の減算 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 ・特別地域加算(南越前町) ・中山間地域等における小規模事業所加算(南越前町) 		<ul style="list-style-type: none"> ●加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・若年性認知症受入加算 ・定員超過・人員欠如による減算 ・事業所評価加算 ・サービス提供体制加算 ・介護職員処遇改善加算 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 ・事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合の減算(南越前町・越前町) 		<ul style="list-style-type: none"> A1 身体介護を含まない生活援助 ●事業所指定 ●60分以内 		<ul style="list-style-type: none"> A1 ●基本報酬 225単位/回 月5回上限 ●加算 初回加算 200単位/月 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 310単位/回 月5回上限 ●加算 加算なし ・自立支援プログラム未実施減算 		<ul style="list-style-type: none"> 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 		<ul style="list-style-type: none"> 利用料は実施団体が設定 実施団体に交付金助成 		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の互助による地域の通いの場 		<ul style="list-style-type: none"> 食材料費、昼食代は自己負担 実施団体に交付金助成 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 600単位/回 月4回上限 ●加算 ・初回加算 ・モニタリング時加算 		<ul style="list-style-type: none"> ●報酬 事業所指定 ・1人 320単位/回 ●事業所委託 →660,000円/コース ※H30年度~指定のみ ●自己負担 1割または2割 		<p>検討中</p>	<p>配食サービス他検討中</p>
池田町	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所指定 ●概ね60分 		<ul style="list-style-type: none"> ●事業所指定 ●3時間以上 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 225単位/回 月9回上限 ●加算 初回加算 200単位/月 処遇改善加算 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 310単位/回 月5回上限 ●加算 ・処遇改善加算 ・定員超過・人員欠場減算 ●食事・入浴は事業所単価(実費) 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 		<p>検討中</p>		<p>検討中</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●報酬 事業所委託 ●自己負担 700円/回 		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に依りて運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上プログラム等を複合的に実施 		<p>検討中</p>					
南越前町	<p>※留意事項</p> <p>旧介護予防訪問介護に相当するサービス・旧介護予防通所介護に相当するサービス 共通</p> <p>1回単価を用いる場合</p> <p>①月途中の利用者との契約開始または契約解除(転出入を除く)</p> <p>②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始</p> <p>注意1)</p> <p>参考資料</p> <p>「平成28年3月31日事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課 振興課 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版) I - 資料9」p4の★印については1回単価を用いる</p> <p>注意2)</p> <p>注意1)以外の月途中の事由については上記の「参考資料」に基づき日割にて算定する</p> <p>注意3)</p> <p>入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を用いる</p>		<ul style="list-style-type: none"> A1 身体介護を含まない生活援助(介護福祉士等有資格者又はまたは一定の研修受講者による) ●事業所指定 ●概ね60分 		<ul style="list-style-type: none"> A1 ●基本報酬 225単位/回 (月5回上限) ●加算 ・初回加算 200単位/月 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 310単位/回 (月5回上限) ●加算 ・加算なし ・自立支援プログラム未実施減算 基本報酬の80% 		<ul style="list-style-type: none"> 閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 		<p>検討中</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●報酬 事業所委託 ●自己負担 700円/回 		<ul style="list-style-type: none"> ●委託 ●概ね3か月~6か月の個別指導 		<ul style="list-style-type: none"> ●報酬 事業所委託 ●自己負担 350円/回 		<p>検討中</p>					
越前町					<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 225単位/回 (月9回上限) ●加算 ・初回加算 200単位/月 		<ul style="list-style-type: none"> ●基本報酬 310単位/回 (月5回上限) ●加算 加算なし ●食事・入浴は事業所単価(実費) 		<ul style="list-style-type: none"> 運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業 		<p>検討中</p>				<ul style="list-style-type: none"> ●直接実施 ●週1回の概ね4か月14回/コース 年間3コース 1回当り2時間(送迎時間除く) 		<p>検討中</p>							